神戸市民のくらしをまもる条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年３月31日

神戸市長　　　　矢　田　立　郎

神戸市規則第63号

神戸市民のくらしをまもる条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市民のくらしをまもる条例施行規則（平成17年６月規則第18号）の一部を次のように改正する。

第12条第１項第７号を次のように改める。

(7)　株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第１条に規定する株式会社日本政策金融公庫

別表第２ガス瞬間湯沸器の項中「ガス瞬間湯沸器」を「給湯器」に改め，同表ガスオーブン及び電子オーブンの項中「ガスオーブン及び電子オーブン」を「オーブン（レンジ機能を備えたものを含む。）及びレンジ」に改め，同項の次に次のように加える。

こんろ	※使用上の注意	(1)　使用上の注意は，次に掲げる例に準じて表示すること。 火をつけたまま離れたり，外出，就寝をしないこと。 料理中のものが焦げたり，燃えたりするなど，火災の原因になります。特に天ぷらその他の揚げ物をしているときは，注意してください。 (2)　ラベル又は印刷により，本体の見やすい箇所又は取扱説明書に前号の表示をすること。

ストーブ	※使用上の注意	⑴　使用上の注意は，次に掲げる例に準じて表示すること。 カーテン，寝具その他の燃えやすいものの近くで使用しないこと。 火災の原因になります。 就寝中又は外出中に使用しないこと。 ⑵　ラベル又は印刷により，本体の見やすい箇所又は取扱説明書に前号の表示をすること。

別表第２豆腐（もめん豆腐，きぬごし豆腐，ソフト豆腐及び焼き豆腐（充てん豆腐を除く。）であって，包装したものをいう。）の項，同表緑茶（茶葉（一部茎を含む。）を蒸熱又はかま入り等の方法により茶葉中の酵素を失活させた後，飲食用に供せられる状態に製造したものであって，容器に入れ，又は包装したものをいう。）の項及び同表生めん類（うどん，そば，中華めん，ゆでスパゲッティ，ソフトスパゲッティ式めん，ぎょうざの皮類，米粉めんその他これらに類するめん（乾めん類品質表示基準（平成12年農林水産省告示第1639号）第２条の表に規定する乾めん類，即席めん類品質表示基準（平成12年農林水産省告示第1641号）第２条の表に規定する即席めん類，生タイプ即席めん品質表示基準（平成12年農林水産省告示第1642号）第２条の表に規定する生タイプ即席めん及びマカロニ類品質表示基準（平成12年農林水産省告示第1643号）第２条に規定するマカロニ類を除く。）であって，容器に入れ，又は包装したものをいう。）の項を削り，同表カットフルーツ（数種類又は表皮をむいた１種類の果実を小さく切り，その他食べやすく調製又は加工を行ったものであって，容器に入れ，若しくは包装し，又は適宜の選択により容器に入れ，若しくは包装するものをいう。）の項中「カットフルーツ（数種類又は表皮をむいた１種類の」を「カット野菜及びカットフルーツ（１種類又は数種類の野菜又は」に改め，同表歯磨き（薬事法第２条第２項に規定する医薬部外品に該当する歯磨き（以下「医薬部外品歯磨き」という。）

及び化粧品に該当する歯磨き（以下「化粧品歯磨き」という。）であって，内容量が50グラム以上（液体のものにあっては，50ミリリットル以上）のもの（旅行に持って行く用途等に供するために同一成分の通常の商品よりも内容量を少なくしているもの（同一成分の通常の商品について，この規則の規定に基づく表示がなされているものに限る。）を除く。）をいう。）の項中

「成分の用途」を「＊成分の用途」に改め，同表備考１中「９ポイント以上」の次に「，＊印を付した事項の見出しについては日本工業規格Z8305に規定する６ポイント以上」を加える。

別表第３消費者に映像が録画されているビデオテープ（以下単に「ビデオテープ」という。）の賃貸をする事業者の項中「映像が録画されているビデオテープ（以下単に「ビデオテープ」という。）」を「音楽又は映像が記録されている音楽・映像用メディア（以下単に「音楽・映像用メディア」という。）」に，「ビデオテープの」を「音楽・映像用メディアの」に，「ビデオテープを」を「音楽・映像用メディアを」に改める。

別表第５しらす干しの項及びたらこの項を削る。

附　則

この規則は，平成21年10月１日から施行する。ただし，第12条第１項第７号の改正規定は，公布の日から施行する。